



たしみず 市議会だより

ジョン万のふるさと土佐清水



第116号

2021年2月1日



下益野地区の
みかん農園の皆さん

10月・11月・12月会議

○10月・11月・12月会議の概要	2
○議案等の議決結果	3
○一般質問(要旨)	4
○委員会の審査内容(抜粋)	12
○議長の活動報告	17
○議会日誌	18





12月会議では、

市長提出議案17件を原案どおり可決！

人事案件4件を全会一致で同意！！

10月会議の概要

10月会議は、10月19日に再会し、審議期間を1日間と決定し、市長から報告2件及び議案2件が提出されました。

議案については、所管の委員会に付託し、審査を経た後、各常任委員長からの審査結果報告、議案第75号に対する反対討論が行われ、採決の結果、議案第75号については賛成多数により、議案第76号については全会一致により原案のとおり可決し、散会しました。

11月会議の概要

11月会議は、11月30日に再開し、審議期間を1日間と決定し、市長から報告4件及び議案3件が提出されました。

人事院勧告に基づく一般職、市議会議員及び特別職の期末手当の引下げに伴う議案については、所管の委員会に付託し、審査を経た後、審査結果報告が行われ、採決の結果、全会一致により原案のとおり可決し、散会しました。

12月会議の概要

12月会議は、12月7日に再開し、審議期間を12月7日から23日の17日間に決定し、市長から報告3件及び議案16件が提出されました。

12月14日には、議案第85号「土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例の制定についての」質疑が行われました。また、一般質問は、12月14日から16日の3日間行われ、人権問題、移動図書館、会計年度任用職員、防災、いきいきサロン、財政状況、行政の災害対策と危機管理、ふるさと納税についてなど、8人の議員が質問を展開しました。

16日の一般質問終了後には、市長から報告1件及び議案1件が追加提出され、議案については先議を行い、採決の結果、全会一致により可決しました。

最終日には、12月会議で付託された議案について、各常任委員会委員長から審査結果の報告を行い、議案第85号に対する反対討論及び賛成討論

が行われ、採決の結果、議案第85号については賛成多数により、その他の議案については全会一致により、原案のとおり可決しました。

また、市長から、諮問3件及び同意案1件が提出され、採決の結果、全会一致により同意しました。

さらに、議案質疑及びユニチューブ配信に係る審議の経過について、議会運営委員会委員長から報告を行いました。続いて、各委員長から提出された閉会中の継続審査について議決を行い、令和2年土佐清水市議会定例会を閉会しました。

人事案件

●人権擁護委員

○東 博之 氏

（グリーンハイツ）再任

○出口 里奈 氏

（貝ノ川）新任

○中沢 義幸 氏

（汐見町）新任

●教育委員会委員

○増田 百恵 氏

（中央町）新任

議案等の議決結果

議会	番 号	件 名	議決結果
10月会議	報 告 第 1 0 号	専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)	—
	報 告 第 1 1 号	専決処分した事件の報告について(工事委託協定の変更について)	—
	議 案 第 7 5 号	令和2年度土佐清水市一般会計補正予算(第7号)について	可 決
	議 案 第 7 6 号	土佐清水市水産業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
11月会議	報 告 第 1 2 号	専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)	—
	報 告 第 1 3 号	専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)	—
	報 告 第 1 4 号	専決処分した事件の報告について(和解及び損害賠償額の決定について)	—
	報 告 第 1 5 号	専決処分した事件の報告について(訴えの提起について)	—
	議 案 第 7 7 号	土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
	議 案 第 7 8 号	土佐清水市長等の給与,旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
	議 案 第 7 9 号	土佐清水市議会議員に対する期末手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
12月会議	報 告 第 1 6 号	専決処分した事件の報告について(土佐清水市後期高齢者医療に関する条例等の一部を改正する条例の制定について)	—
	報 告 第 1 7 号	専決処分した事件の報告について(土佐清水市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について)	—
	報 告 第 1 8 号	専決処分した事件の報告について(土佐清水市税外収入の延滞金等の徴収及び滞納処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について)	—
	報 告 第 1 9 号	専決処分した事件の報告について(訴えの提起について)	—
	議 案 第 8 0 号	令和2年度土佐清水市一般会計補正予算(第8号)について	可 決
	議 案 第 8 1 号	令和2年度土佐清水市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について	可 決
	議 案 第 8 2 号	令和2年度土佐清水市介護保険特別会計補正予算(第3号)について	可 決
	議 案 第 8 3 号	令和2年度土佐清水市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について	可 決
	議 案 第 8 4 号	令和2年度土佐清水市再生可能エネルギー事業特別会計補正予算(第2号)について	可 決
	議 案 第 8 5 号	土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例の制定について	可 決
	議 案 第 8 6 号	土佐清水市課設置条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
	議 案 第 8 7 号	土佐清水市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
	議 案 第 8 8 号	土佐清水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
	議 案 第 8 9 号	土佐清水市ふるさと水と土保全基金条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
	議 案 第 9 0 号	土佐清水市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
	議 案 第 9 1 号	土佐清水市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
	議 案 第 9 2 号	土佐清水市特別養護老人ホーム事業基金の設置,管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
	議 案 第 9 3 号	土佐清水市特別養護老人ホーム福祉基金条例の一部を改正する条例の制定について	可 決
	議 案 第 9 4 号	土佐清水市社会体育施設の指定管理者の指定について	可 決
	議 案 第 9 5 号	土佐清水市白山洞門展望足湯の指定管理者の指定について	可 決
	議 案 第 9 6 号	令和2年度土佐清水市一般会計補正予算(第9号)について	可 決
	諮 問 第 1 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	同 意
	諮 問 第 2 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	同 意
	諮 問 第 3 号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	同 意
	同 意 案 第 4 号	土佐清水市教育委員会委員の任命について	同 意

賛否の分かれた議案

番 号	件 名	谷口 佳保	弘田 条	武政 健三	山崎 誠一	吉村 政朗	作田 喜秋	岡本 詠	甲藤 眞	細川 博史	前田 晃	浅尾 公厚	永野 裕夫	議決結果
議 案 第 7 5 号	令和2年度土佐清水市一般会計補正予算(第7号)について	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	議長	可 決 (賛9、反2)
議 案 第 8 5 号	土佐清水市人権を尊重する社会づくり条例の制定について	○	○	○	○	○	○	×	○	○	×	○	議長	可 決 (賛9、反2)

一般質問

吉村 政朗 議員

1 人権問題について

〔議員〕

本年6月に土佐清水市人権問題市民意識調査報告書が作成されたが、課長の所見を聞く。

〔じんけん課長〕

この意識調査の結果をもとに「人権を尊重する社会づくり」行動計画2012の見直しや市政のあらゆる分野において人権に配慮するよう努めたい。

〔議員〕

SOGIの概念を尊重し、本市としてパートナーシップ制度を導入してはどうか。

〔じんけん課長〕

本市でも議論を開始する必要があると考える。同時にSOGIに関する教育啓発活動を通して、性的マイノリティの方々の人権を守る取り組みをしなければならないと思う。

〔市長〕

まずは人権同和行政推進本部会議の中に検討部会を立ち上げるよ

う指示したい。

2 林業について

〔議員〕

森林を守る担い手育成2020の事業は大変有意義であると認識しているが、人材育成の観点から森林環境譲与税を活用して、受講者に対する就業支援金制度を創設してはどうか。

〔農林水産課長〕

本課では森林環境譲与税を活用した支援制度を検討しているが、就業支援金制度が林業従事者の後押しになればと思うので前向きに検討する。

〔議員〕

森林経営管理法に基づく、森林所有者の意向調査の進捗状況を聞く。

〔農林水産課長〕

現在、森林簿や林班図を基にして人工林から民有林を抽出、税務課情報や市民課情報と突合作業をした上で意向調査をしているが、様々なケースがあるため難航している。今

後は増員するなどして力を入れて進めたい。

3 教育行政について

〔議員〕

土佐清水市奨学金償還猶予事業の結果を聞く。

〔ことも未来課長〕

申請者は12名であったが、今後とも状況を見ながら柔軟な対応を行っていく。

〔議員〕

コロナ感染は大変な状況が予想される。これから先の奨学金返済について心配している方がいるので、返還猶予措置制度の再導入を求める。

〔議員〕

生活応援便の反響は？

〔ことも未来課長〕

本市の奨学資金貸与中の学生等を対象に、市長と教育長のメッセージを添えて特産品を送付した。数多くのお礼のメッセージをいただき、課内職員の励みにもなった。経済的

気になる用語

SOGI……「好きになる相手の性：性的指向 (Sexual Orientation)」と、「自分の認識する性別 (心の性)：性自認 (Gender Identity)」の、それぞれの英訳のアルファベットの頭文字を取った総称で、全ての人が共通して持っている属性であり、一人一人異なる性のありようがあるという考え方に基いている。

パートナーシップ制度……同性カップルなどが、互いを人生のパートナーとし、一定の要件を満たした場合に地方自治体がパートナーの関係であることを証明する制度のこと。法的な権利の発生や義務付与を伴うものではないが、性の多様性を尊重し、性的マイノリティの人々の気持ちに寄り添うことのできる制度。

にも精神的にも本当の応援便になつたのではないかと思っている。
〔議員〕
この事業は大変好評だったと思う。もう一度取り組むよう提案する。

一般質問

弘田

議員 条

1 人権行政について

(議員)

人権問題市民意識調査について

(じんけん課長)

2008年以来11年ぶりに調査を行った。住民基本台帳に登録されている18歳以上の方を対象に2000人を無作為に抽出し、無記名による郵送方法にて調査を行った。回収結果は、2000人のうち672人、回収率33・6%であった。

「同和地区や同和地区の人を気にしたり、意識したりすることはあるか」との質問に対し、「ない」との回答が72・3%、「ある」との回答が20・2%で、「ある」との回答のうち「結婚するとき」が60・9%と最も高く、改めて同和問題の根深さを感じる結果となった。

(議員)

人権教育推進計画の策定について

て

(教育長)

今なお存在する部落差別の根絶と、あらゆる人権に関する問題への

取り組みを積極的に推進してきた。

今後は、教育委員会3課及びじんけん課で分野ごとの検証を集約し、新年度には「土佐清水市人権教育推進計画」を策定する。

2 地域公共交通について

(議員)

スクールバスの混乗について

(市長)

スクールバスへの地域住民の混乗化について望む声もあり、現在検討を重ねている。現在の状況は、1台当たり平均5人しか「空き」がない状況であるが、登下校時間以外のスクールバスの空き時間運行は、座席数に問題はない。本市での混乗化の可能性について、今後課題を整理し、検討していく。

3 移動図書館について

(議員)

これまでの経過について

(生涯学習課長)

学校や区長場など市内全域を巡回する移動図書館は、市民図書館がオープンする2年前の昭和55年から開始し、現在は月5日間で31カ所巡回している。昨年度本館の貸し出しが約3万7000冊に対し、移動図書館は約1万4000冊と利用頻度は高い状況となっている。

(議員)

移動図書館の継続について

(市長)

移動図書館が果たしてきた役割、これから果たすべき役割があると考えている。財源確保の見通しが立ったので、新車導入に関わる予算を計上したい。

市民図書館の職員の意見、利用者の意見もしっかり聴きながら、素晴らしい車になるよう取り組む。



移動図書館車



土佐清水市人権問題市民意識調査報告書

一般質問

前田

晃
議員



1 会計年度任用職員

制度に関わって

(議員)

本市の職員数は？

(総務課長)

全職員数399名(一般職員270名、会計年度任用職員129名、フル50名・パート79名)。

(議員)

常勤職員の年平均給与額は約534万円だが、会計年度任用職員(フルタイム)の年平均給与額は？

(総務課長)

年給与見込み額223万円。

(議員)

職員の約1/3の非正規職員(会計年度任用職員)が公務の重要な役割を担っており、常勤職員との格差は正(同一労働・同一賃金・同一条件)が必要。新制度の導入で賃金・諸手当、休暇等の改善は一定進んだが、年間給与額や初任給格付け、昇給の頭打ち、無給の休暇制度など、いまだに常勤職員との大きな格差が残されている。改善についての所

見は？

(副市長)

新制度により賃金・休暇等の処遇は大幅に改善されている。格差については、常勤職員と同等の職責や業務範囲を担う位置づけで任用しておらず、一定の差異が生じるのはやむを得ないと認識している。

(議員)

市職員採用制度の見直し(経験年数尊重・一般教養試験免除、年齢要件緩和、居住要件廃止)についての所見は？

(副市長)

経験年数の尊重は採用試験の「平等・公開」(地公法18条の2)の原則を踏まえて研究したい。受験年齢は保育士と保健師の年齢制限を45歳未満まで引き上げている。住所要件については従来どおり(本市居住)としたい。

(議員)

会計年度任用職員の声を聴く制度や仕組みはあるか？

(総務課長)

適正な運用につなげるため、年明

けにアンケートを実施したい。

(議員)

会計年度任用職員制度についての所見は？

(市長)

今後の運用上の課題、問題点等を検証し、改善について検討していく。正規職員を削減し会計年度任用職員に移行することは、現在のところ考えていない。

2 市営住宅の高台

移転について

(議員)

市営住宅の課題(耐震化、津波対策、老朽化)への対応は？

(市長)

耐震性のない住宅は政策空き家として募集を停止し、津波浸水域にある入居者にはハザードマップを配布し、速やかに高台へ避難するよう広報等で周知している。また老朽住宅の除却などを行い、耐震性のある住宅は長寿命化を図る改修工事を行っている。

気になる用語

地方公務員法…
第18条の2

採用試験は、人事委員会等の定める受験の資格を有する全ての国民に対して平等の条件で公開されなければならない。

会計年度任用…
職員制度

地方公務員法及び地方自治法の改正により令和2年4月から導入された制度。これまでの臨時・非常勤職員の任用要件を明確化するとともに、常勤職員の給料表をもとに職務内容に応じた給与決定、各種手当の支給、忌引休暇や結婚休暇などの特別休暇制度も導入されている。

一般質問

浅尾

公厚

議員

1 防災について

〔議員〕

令和2年2月に開催された「南海トラフ沿いで発生する大地震の確率論的津波評価説明会」の内容について

〔危機管理課長〕

政府の地震調査委員会は30年以上に26%以上の確率で高さ3m以上の津波に襲われる評価結果を公表した。高知県は全国唯一対象となる沿岸全域市町村で3m以上の津波に襲われ、本市も海岸線全域に3m以上の津波が襲来し、一部は10m以上の津波が襲来する地点もある。

〔議員〕

どのような対策をしていくのか。

〔危機管理課長〕

高知県と市町村は、防災・減災対策の基本として、避難路、避難場所、医療救護活動の充実、総合防災拠点の整備など、最大クラスの地震・津波に対して備えてきた。

市民の命を守るため、今までどお

り進めていく。

〔議員〕

避難所における段ボールベッドについて

〔危機管理課長〕

段ボールベッドは、コストは安いですが、組み立てに時間がかかり、備蓄の際、湿気に気を付ける必要がある。本市では、金属製の骨組みの折り畳み式簡易ベッド250個を分散備蓄しており、今年度内に、220個追加備蓄の予定。納入され次第、各避難所に備蓄する予定。

〔議員〕

廃船(伝馬船)の活用について

〔危機管理課長〕

市内各地に廃船があることは認識しているが、移動に機材が必要となること、重量等を考えると、実用的ではなく、また、保管場所等の問題があり、津波対策としては活用できないと思う。

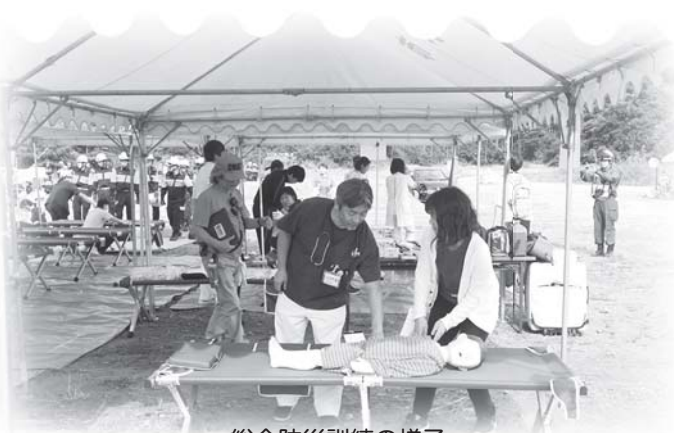
〔議員〕

トリアージ、DMATの訓練は

〔健康推進課長〕

トリアージは、医療スタッフや医薬品等が制約される中で、一人でも多くの傷病者に対して最善の治療を行うため、傷病者の緊急度に応じて搬送や治療の優先順位を決めることをいい、4段階に分けられ、救命の可能性が高い者から順に救護搬送、治療に当たる。

本市においても、一人でも多くの傷病者を救うために、災害時医療救護計画を策定し、災害時の医療救護体制を整備している。市の総合防災訓練や幡多地域災害医療救護訓練において、災害拠点病院となる幡多けんみん病院、市内3救護病院、関係機関との患者搬送及び情報伝達訓練を継続して実施している。



総合防災訓練の様子



備蓄されている折り畳み式簡易ベッド(中央公民館)

一般質問

細川 博史

議員



1 山村活性化対策事業について

(議員)

「不耕作地における柑橘栽培」と「元気な高齢者を活用した自家野菜・山菜等の販売」の事業目的は？
(農林水産課長)

不耕作地における柑橘栽培の目的は、中山間地域の過疎化・高齢化の中で、不耕作地でも栽培可能な作物を定植することで耕作放棄地の解消、地域の皆さんが協働して参加できる体制づくりとしている。

元気な高齢者を活用した自家野菜・山菜等の販売の目的は、高齢者が趣味で栽培した野菜や収穫した山菜を市内直販所で販売することで、所得の向上と直販所の賑わいづくりにつなげている。

庭先集荷体制づくり、市の地場産品販売施設など直販所の課題の検証を平成30年から3力年で実施している。

(議員)

これからの支援について

(農林水産課長)

下川口家のイタドリ塩漬け、宗呂生産の備長炭、あしずりキング、長太郎貝、宗田節など市内で生産された商品を取引につなげることができている。

元気な高齢者が更に活躍し、地域の活性化が図られるよう、必要に応じて地域と協議しながら、今後も支援をしていきたい。

2 いきいきサロンについて

(議員)

フレイルについて

(健康推進課長)

フレイルの原因として、動くことが少なくなる、人と交流する機会が減る、認知機能の低下、体重が減る、低栄養になる、疲れやすくなるなど、加齢に伴う様々な心身の変化や、社会的、環境的な要因が重なり、徐々にフレイルの状態となる。マイナスのサイクルを放置していると、より虚弱な状態となり、フレイルから要介護状態へ移行していくとさ

れている。

フレイルの予防・改善には、バランスよく食べ口の中をきれいに保ち、無理をせず適度な運動を継続し、行事や活動に参加し脳をきたえ、また心身を休めることが大切。社会参加の機会が少なくなることがフレイルの最初の入り口と言われており、自分にあった活動を見つけてることが予防となる。

(議員)

参加者の声と今後について

(健康推進課長)

いきいきサロンの再開を皆さんが大変喜んでくれている。
新型コロナウイルスの感染状況を見ながら、来年度以降も継続して実施できるように働きかけていく。

気になる用語

フレイル…「健康」な状態から「要介護」状態へ移行するまでの中間の状態のこと。フレイルの時期を経て要介護状態になっていくと考えられており、この時期は早い段階で対策をすれば予防・回復ができ、健康な状態へ引き返すことができる時期ともされている。



温州みかん栽培(爪白地区)

一般質問

岡本

詠
議員



1 新型コロナウイルス

感染対策事業(公用車

購入)について

(議員)

新型コロナウイルスで影響を受けた住民の生活や経済を救済する目的で交付された地方創生臨時交付金だが、その使い道については全国で議論が巻き起こっている。

新聞では、公用車10台を購入した自治体などの事例に対し、自民党幹部は「本当にコロナで困っている住民の理解が得られない」と批判する。内閣府は「適正な使い道かどうか、自治体は住民や地方議会に説明すべきだ」としている。また、財務省は財政制度等審議会分科会で、地方自治体が公用車の購入等に使った事例を指摘。会合後の記者会見で「コロナに便乗した使い方に見える」と語るなど、各紙面でも疑問視されている。

なぜ、臨時交付金約1200万円を公用車購入に充てるのか？

(総務課長)

公用車の利用については、市職員を原則としているが、各種送迎などで市民も利用している。公用車を利用する市職員や市民の感染予防や感染拡大防止を考慮し、10人乗り1台7人乗り2台を購入することで、これまで以上にソーシャルディスタンスを確保して利用可能となる。

(議員)

公用車の購入は、新型コロナウイルスの感染症対策につながると思えるのか？

(市長)

新聞については、様々な考えがあると思う。コロナ対策の事業の対象になるか十分議論し、総務省、県の市町村振興課にも確認しこの事業を導入した。職員の感染リスクを軽減するための事業ということで、感染予防や感染拡大防止には効果があると判断した。既に入札も終え945万円で契約を締結し現在納車を待っている。ご理解いただきたい。

(議員)

公用車の購入は、臨時交付金の使途として、到底理解できない。目的に沿った使い方、つまり住民のために使うべきだと思うが、考え直したかどうか？

(市長)

10月会議で承認されたことは、市民の皆さんに一定理解されたと考えている。個人個人いろいろ考え方はあるが、議会で決定していただいたことは、重く受け止めている。議会で決定したことをここで取りやめるとか予算を組み替えるという考えはない。

気になる用語

ソーシャル… ディスタンス

人と人との「社会的距離」のこと。新型コロナウイルス感染防止のため、厚生労働省の示す「新しい生活様式」の対策で、人との間隔はできるだけ2m(最低1m)空けることが推奨されている。

新型コロナウイルス… 感染症対応地方創生 臨時交付金

新型コロナウイルス感染拡大防止と地域経済や住民生活の支援を図るために国によって創設された交付金のこと。自治体の実情に応じて必要な事業が実施できるよう、感染症対策等に自由に使うことができる仕組みとなっている。

一般質問

山崎 誠一

議員



1 市道大岐横道

下益野線について

(議員)

交通安全対策として道路の中央の白線を引き直す予定はないか

(まちづくり対策課長)

令和3年度からの市道道路維持修繕工事において、計画的に中央線、外側線の引き直しを行う予定。

2 行政の災害対策と

危機管理について

(議員)

応急対策及び復旧・復興対策における危険度判定と罹災証明の発行を問う

(危機管理課長)

応急危険度判定は、当面の被災建物の使用の可否のみを行うもので、罹災証明の発行に使われるものではない。罹災証明書は法に基づき、被害の程度を証明する書面として発行し、被災者生活再建支援金などの給付や被災時の融資など各種被

災者支援策の適用の判断材料として活用される。

(議員)

災害対策や危機管理における重要な施策について問う

(危機管理課長)

今後は、命をつなぐ対策を推進する、市民にいかにつながっていただくを中心に施策を講じる。逃げるための空間の確保、住宅の耐震化、老朽化住宅の除去等の他に啓発用冊子・パンフレットを作成し、「揺れたら逃げる」の周知を徹底したい。

3 障がい者の人権

問題について

(議員)

障害者差別解消法について

(じんけん課長)

正式名は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」とい、国・地方公共団体・国民の責務を定め、行政機関等や事業者、障がいを持つ個人とする差別を解消するための措置等を定めており、社会的

障壁を取り除くことで、差別の解消を推進し、全ての人が等しく基本的人権を持つ個人として尊重され、互いに、その人らしさを認め合いながら、共生する社会の実現を目的としている。

(議員)

不当な差別的取扱いの禁止とその具体例について

(じんけん課長)

障害者差別解消法に明記されており、行政機関等及び事業者に対して、障がいを理由として差別することを禁止している。具体例は、学校において受験や入学を拒否する、バスなどで車いす使用者だからといって乗車を拒否する、盲導犬等の補助犬を同伴して施設や交通機関を利用することを拒む、保護者や介助者がいないと入店させない、本人を無視して介助者や付添人だけに話しかける等があげられる。



大岐津波避難タワー



市道大岐横道下益野線(ふるさと林道大岐中益野線)

一般質問

武政

健三

議員



1 ふるさと納税について

(議員)

本年度の取り組み内容と成功事例、来期の新たな取り組みは？

(観光商工課長)

返礼品の一つである本市登録店舗で買物ができる電子感謝券の拡大等を進める中で、課内で電子通貨の仕組みを知り勉強会を重ね、めじかカードにつなげ新規返礼品提供事業者の開拓、連携、情報共有にもつなげられた。来期は勉強会を重ねスキルアップを図り、サイトの掲載写真やパンフレット作成を専門家に委託してPRを進めていく。

(議員)

楽しみです。早く通過点の10億円達成を！

2 南海トラフ地震に

備えての住宅耐震化について

(議員)

9月末で耐震診断業務申請が予

算30件に達したとのことだが、その後耐震化の問合せは何件あったか？

(危機管理課長)

カウントはしていないが、電話、来庁者含め数件程度だと思う。

(議員)

問合せによって耐震工事ができ、一人の命を救えるかもしれない。人の命に関わるという認識を持つべき。前回残り約1500棟の耐震化が必要との答弁だったが、その後黒潮町担当課と打合せをしたはずだが何を改善するべきか？

(危機管理課長)

耐震化の件数に差はあるが、自治体としての取り組みに大きな違いはない。本市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムを元に、周知に努め件数増につなげたい。

(議員)

来期の数字が1件でも増えるよう施策をしっかりと考え計画性をもった行動を再度要請する。

3 SATOUMI効果

による本市の観光を問う

(議員)

観光客の進捗状況及び経済効果は？

(観光商工課長)

11月末でSATOUMI来館者13万5813人で前年の6倍以上。日帰り宿泊消費額を合わせた経済効果は4カ月で7億9700万円、1年間では23億9300万円の見込みとなる。

(議員)

足摺岬展望台の施工はいつ頃か？その建物の内容は？

(観光商工課長)

環境省が実施主体で令和3年度に構造等を再検討、5年度以降に現施設の撤去、工事着工予定。木製のデッキ状構造物仕様での施工を予定。

(議員)

足摺岬遊歩道はコンクリートだけではなく、桤原セラピーロードの

ような土などの自然道にしてはどうか？

(観光商工課長)

現在、セメント舗装部分が老朽化、コケで滑りやすく危険な場所もあるので計画的な修繕が必要。議員提案の方法も検討できるのではと考える。



足摺海洋館SATOUMI

委員会の 審査内容 (抜粋)

10月会議

予算決算常任委員会

令和2年度土佐清水市

一般会計補正予算

(第7号)について

◆財産管理費(公用車の購入)について

(執行部)

10人乗り1台及び7人乗りハイブリッド車2台を購入し、出張時のソーシャルディスタンスを確保し、3密を回避するため、3人で出張する際には、7人乗りであれば3列シートに分散して乗車するなど、乗車定員にゆとりをもつことで感染予防に努めたい。

(委員)

古い公用車については廃車にするなど、効率的な使用を要請する。

(委員)

公用車の購入に関わって、1千万円程の予算の財源を一般財源としているが、執行状況によっては財源振替を行い、臨時交付金事業として対応するのか。

(執行部)

地方創生臨時交付金を活用する事業が6億9000万円余りの予算額となっており、本市への臨時交付金が4億5900万円程度となっている。9月末時点での決算見込みとしては、事業費で約5億円となっており、県補助金を除くと地方創生臨時交付金が4億円程度となり、5000万円から6000万円の予算残となる。

(委員)

原則年度内に執行しなければならぬ交付金のため、給付金を上げることや、既存事業の適用対象を広げるなど考えてほしい。

(執行部)

コロナは第2波、第3波が予測され、感染予防対策と経済対策の2つを基軸

として、事業の拡充やより効果的な新規事業等について各課で精査・検討している。

(委員)

財源は一般財源になっているが、決算見込みにより予算残が見込まれるため公用車の購入に充てることになるのか。

(執行部)

地方創生臨時交付金が国から4億5900万円交付されるとの決定を受け、余すことなく予算計上してきた。実績見込みに応じて、余すことなく事業を執行する必要があり、今回コロナ対策で公用車の予算要求があり、予算計上した。

(委員)

地方創生臨時交付金の目的として、市民や地域の経済等を回復させるために充てられるべきものであり、公用車購入に充てるというのは、二の次、三の次に考えていくべきではないか。

ウェブ会議が増えてき

ている中で、車3台を購入する必要があるのか。

(執行部)

3台のうち1台は10人乗りで、一般市民の方や生徒の遠征の際にも使用予定となっている。また、出張車については、1台当たり月16回程度、ほぼ毎日出張しており、乗車人数は2人から3人が多い。できるだけ過密にならないように、今回購入させていただ



公用車

産業厚生常任委員会

土佐清水市水産業施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(執行部)

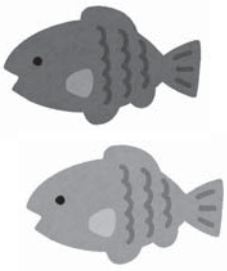
本件は、浦尻冷凍保管施設の建物周辺の整備工事が完了したため、土佐清水市水産業施設の設置及び管理に関する条例に規定する施設使用料の改正と、浦尻残渣加工施設の完成により条例へ追記するもの。

主な改正点は、浦尻冷凍保管施設の使用料で、周辺整備・舗装工事完了により事業費が確定したため、事業費分を反映して再度使用料を算出している。周辺整備・舗装工事関係事業費は3424万6800円となっており、令和2年12月からの使用料は43万3614円を47万8897円に、令和5年4月からは38万4108円を42万9391円に、ともに4万5

283円の増額としている。

また、残渣加工施設については、令和2年9月11日に本体工事が完成し、令和3年1月からの本格稼働に合わせ、施設に関する条例を整備する必要がある、今回、施設名及び施設の使用料を追加した。施設の使用料は、月額26万455円としている。

使用料の積算については、建設工事に要した費用（工事費、実施設計、施工監理費、土地購入費）から国・県の補助金及び交付税措置される起債分を差し引いた額を施設の耐用年数20年で除した額に、施設の損害保険料相当額を足した額で算出している。なお、現在、周辺舗装工事を実施しており、事業費が確定次第、追加の改正を行う。



11月会議

総務文教常任委員会

土佐清水市一般職の職員の給与に関する条例の

一部を改正する条例の

制定について

土佐清水市長等の給与、

旅費等に関する条例の

一部を改正する条例の

制定について

土佐清水市議会議員に対する

期末手当の支給に関する

条例の一部を改正する

条例の制定について

（執行部）

人事院勧告に伴い、令和2年12月期の期末手当を、本市一般職の職員は1・30月分から1・25月分に、市長等及び市議会議員は1・625月分から1・575月分に、それぞれ0・05月引き下げ、また、令和3年度以降の期末手当については、0・025月分ずつ6月期及び12月期から引き下げるもので、影響額は、290人、477万円とのことです。

（委員）

ラスパイレース指数は。

（執行部）

令和2年の速報値は96・1となっており、県下市町村では18位、県下11市では9位。

（委員）

職員のモチベーションが下がるのではないかと。

（執行部）

組合にも丁寧に説明を行い、今後も研修等を含めて取り組んでいく。

（委員）

組合との交渉内容は。

（執行部）

意向としては現状維持とのことであったが、人事院勧告であり妥結に至った。

（委員）

他市町村の動向は。

（執行部）

人事委員会を設置している高知県は、官民格差が少ないとして勧告を見送ったが、人事委員会を設置していない市町村については、数年前から国の人事院勧告に準拠すること

が強く求められている。

（委員）

職員のモチベーションが低下しないよう対応を要請する。

討論

新型コロナウイルス感染症の対応で通常より業務が増加している中で、本来であれば、処遇改善をすべきところであるが、致し方ない。

（委員）

下川口・貝ノ川地区及び足摺岬・窪津地区の事業実施が同時期とのことだが、下川口・貝ノ川について現在の状況は。

（執行部）

現在、事業者から国へ補助金の申請中であり、事業着手には至っていない。

（委員）

事業スケジュールは。

（執行部）

国の補助金の交付決定が、12月から来年1月にかけての予定であり、交付決定後に事業に着手し、サービス開始は、下川口・貝ノ川・窪津・足摺岬・松尾地区の全てが令和4年3月を見込んでいます。

（委員）

コロナ対策として国の補助制度の要件が緩和されたことにより、事業を一年前倒しすることができているが、要件緩和というのは何が変わったのか。

（執行部）

これまでの国の補助制

12月会議

予算決算常任委員会

令和2年度土佐清水市

一般会計補正予算

（第8号）について

◆情報通信基盤整備

事業費補助金



度では、単年度で事業を終える必要があり、本市のよ
うな整備地区が広い自治
体では、事業を年度内に終
えることができなかった
が、今回はコロナ対策によ
り、緊急に情報通信基盤を
整備する必要があると国
が判断し、令和2年度に限
り、繰越明許費が認められ
たもので、本市も広範囲な
未整備地区の整備に国の
補助金を活用することが
できるようになった。

◆とさしみず地域電子通貨「めじか」

(委員)

この制度は、前回に続い
て5000円分のポイン
トが入ることだが、
使用中のカードがそのま
ま使えるのか。また、期間
や今後の利用方法は。

(執行部)

今回の付与予定期間は
令和3年2月1日の正午
から3月末まで、10月に配
布済みのカードはそのま
ま使用が可能となってい
る。すでに10月以降に、カー

ドをまとめたりスマート
フォンに切り替えている
方については、まとめた方
または切り替えた方に付
与することを考えている。

今後の展開については、
観光客にも使えるような
カードとして12月からS
himizuサポーターズ
カードを発行している。
これは市民だけでなく、観
光客等に本市で買物をし
ていただくという仕組み
を強化するもので、今回の
旅行券事業でも、めじか
カードを活用していこう
と考えている。

今後、庁内でも、めじか
カードを活用できるよう
な仕組みを作っていきた
い。

(委員)

来年2月1日から3月
末までの間に5000ポ
イントが入るのか、3月末
までに5000ポイント
を使い切る必要があるの
か。

(執行部)

2月1日時点で一斉に
5000ポイントを付与

し、3月末までに使用しな
いとポイントは失効して
しまう。

(委員)

入院等で、本人がカード
を持って買物に行けない
人にも配布されているが、
家族の方などが持つて行っ
ても使えるか。

(執行部)

使用は可能。

(委員)

配布を受けた市民が、め
じかを使わずに亡くなっ
た場合、こういった対応を
するのか。

(執行部)

異動の確認ができるの
で、その時点でポイントは
失効という形を取ってい
る。

(委員)

国からの予算でポイン
ト分を付与しているが、失
効したポイントは国に返
すことになるのか。

(執行部)

失効したポイントにつ
いては返すことになるが、
全体では、今、チャージに
プレミアムポイントを付

ける事業が始まっており、
チャージをするという補
正予算も計上している。随
分使用されており、全体
の中で経費をやりくりして
いるため、その部分で調整
していきたい。

(委員)

亡くなった場合に失効
する理由は。

(執行部)

あくまで個人に給付と
いう形を取っており、亡く
なられた方については、そ
の方がいないという判断
の下で失効という形を取
る。

(委員)

失効ではなく、ある一定
期間を設けて周知し、亡く
なってから2週間以内で
あれば家族の方にポイン
トを移すなどの対応は考
えていないか。

(執行部)

現時点では、期限につい
ての決まりはないが、一定
期間は失効せず、その間に
使われているケースもある。
これまで死亡した場合
は失効するというものを

伝えてきているので、なる
べくその期間中に使って
いただきたい。



総務文教常任委員会

◆土佐清水市社会体育
施設の指定管理者の
指定について

(執行部)

令和2年6月29日に指
定管理者選定委員会を開
催し、選定方法や指定期間
について検討を行い、公募
により選定することを決
定し、9月1日から9月30
日までの1カ月間募集を
行った結果、申請団体は特
定非営利活動法人スポー

ツクルあスクラム1団体のみであった。

令和2年10月22日に指定管理者選定委員会を開催し、プレゼンテーションを実施し、スクラム理事長から、申請書類に沿って管理・運営・今後の取り組みについて説明を受けた。

次期指定期間の5年間の取り組みとして、第2期高知県スポーツ推進計画施策の柱であるスポーツ参加や競技力の向上をはじめ、市民がスポーツを始めるきっかけづくりとなる教室の開催や、健康増進に資するためのスポーツ環境の整備、スポーツ教室や各種大会を継続して実施していくとの提案があった。

審査の結果、基準を上回る評価があり、令和3年度から令和7年度までの5年間、社会体育施設の指定管理者候補を特定非営利活動法人スポーツクラブスクラムとすることを選定委員会において決定した。

(委員)

スクラムについては高い評価をしている。

(委員)

この社会体育施設の場合には指定管理期間が5年間、万次郎足湯は3年間となっているが何か決まりがあるのか。

(執行部)

基本的には本市は3年と5年になっている。それぞれの状況に応じて、施設の管理体制やそこで雇用されている職員の状況などを総合的に判断して選定委員会で決定している。



市民体育館

産業厚生常任委員会

◆土佐清水市人権を尊重する社会づくり

条例の制定について

(執行部)

条例制定から20年余り経過しており、その間に、人権を取り巻く社会情勢は大きく変化している。また、新たな人権課題も増えている状況であり、平成28年には、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法の人権三法が施行され、近年、差別の解消や人権施策の推進に向けた法整備が進んできている。こういったことから、法令等の趣旨に即して、さらに充実した施策を推進するために、前文、また、人権を尊重する社会づくり行動計画を定めるなどの条文を追加して改正する。

(委員)

あらゆる人権に関する問題への取り組みの中で、同和問題が前に出すぎている感じを受けるが、条文

の中で同和問題を前に出す理由について。

(執行部)

全ての人権侵害について同和問題だけを特別視して施策を展開しているわけではなく、県の方針でも、同和問題から女性、子どもということでもつながっており、本市も「同和問題をはじめ」ということで記載している。

(委員)

同和問題というのは、あらゆる人権問題があるうちの一つの問題なのに、あえて同和問題を前に出すことがいいのか、ほかの人権侵害と同等に扱うべきではないか。

(執行部)

同和問題は、日本の社会の中で歴史的に作られてきた身分差別により、長い間、経済的、社会的、文化的に低位な状況に強いられ、我が固有の人権問題である。確かに「人権」を使うような差別は少なくないが、インターネット

上での悪質な書き込みでは、部落問題に対するデマや偏見、差別的な情報が圧倒的な量で発信されてきている状況にあり、この同和問題を全く知らない方たちがそういった偏見やデマを見ると、それに大きく影響される、今でもそのような状況にある。それぞれの人権課題については、一つ一つ大切だと思う。その上で、この条例の提案をしていることをご理解いただきたい。

(委員)

人権侵害は市民一人一人に関わってくることで、パブリックコメントを実施すべきではないか。

(執行部)

この件に関しては、人権に関する有識者の方と行政の職員で組織している人権を尊重する社会づくり協議会で、一つの市民代表という形の中、議論をしていたらいい。さらに、副市長を本部長とする市内の課長全員の会である人権同和行政推進本部会

議の双方でこの内容についての検討をして、そういう経過の中で作成したため、パブリックコメントを行うということは考えていない。



◆土佐清水市ふるさと

水と土保全基金条例の一部を改正する条例の

制定について

(執行部)

本条例は、平成6年1月1日から施行されており、1000万円の積立てにより基金の設置を行っている。今回の一部改正の概要としては、現在制定している条例では、利子のみしか財源として当てられなかったため、基金本体も柔軟に活用できるよう、処分について一部改正を行う。

(委員)

条例改正をする理由は何か。

(執行部)

この基金については、県内34市町村中26市町村が設置しているが、どの市町村もこの基金はほとんど塩漬けの状態で、なかなか活用されていない。

本市においても、多面的機能支払交付金の負担部分として、主に農道や水路の維持管理に充て活用するために、この処分について一部改正を行うもの。

◆土佐清水市白山洞門

展望足湯の指定管理者の

指定について

(執行部)

万次郎足湯は、平成21年4月から、あしずり温泉協議会が指定管理者として施設の管理運営に当たっており、足湯をあしずり温泉郷のシンボル施設として、温泉・宿泊施設が一体となった観光PRに活用し、足摺岬や本市の観光誘客につなげてきた。来年3

月末で指定管理期間満了となるため、今年7月20日の指定管理者選定委員会で、令和3年4月からの指定管理については、公募しない決定をし、10月28日付けであしずり温泉協議会から指定管理の継続について申請書の提出があった。

これに伴い、11月17日開催の指定管理者選定委員会に、温泉協議会会長の出席を求め、現在の管理状況や今後の計画の説明を受け、会長退席後の選定委員会で、令和3年4月から3年間指定管理者となるべき団体の候補として選定されたため、議案として提出している。

(委員)

公募をせずに決定したとのことだが、公募をして業者を比べながら、いいサービスにつなげるべきではないか。

(執行部)

この足湯は当初からあしずり温泉郷のシンボル施設として整備され、その

当時から、温泉協議会が活性化につなげるという目的意識をもって管理をしてきていたので、当協議会が最適だろうと判断し、公募をせずに継続との結論に至った。

(委員)

問題や観光客からのクレームはなかったか。

(執行部)

館内が無人の時もあり、案内ができなかったという話をいただいたこともあったが、それ以後、可能な限り代替の人を置くなどして対応している。また、クレームではないが、コ罗纳が一度落ち着き、一斉に動き出した9月の連休に、超過密になるほどのお客様がおいでになり、これではコロナ対策の対応が不十分との判断で、9月会議で改修について修繕料を提案し、県の補助金が決定次第、対応したい。

(委員)

何度か行っただが、建物が古いということもあり、掃除がきちんと行き届いて

おらず、ロッカーや備品も老朽化していると感じた。市が支援し、清潔感のある施設にするべきだ。

(執行部)

水道の不備や排水の故障もあるので、早急にしつかりと対応をしていきたい。



万次郎足湯

議長の活動報告

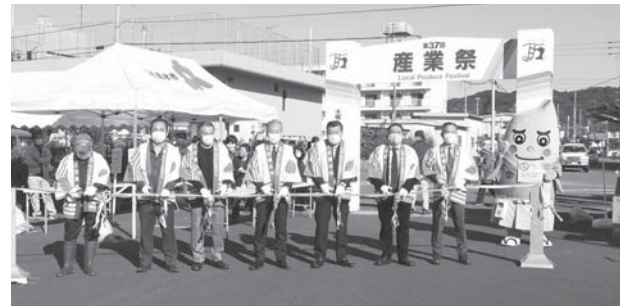
議長は年間を通じて議会を代表し、各種行事、式典や会合等に出席するほか、本会議において議事を整理し、議会の事務を統理するといった職務を遂行しています。

10月から12月までの議長の主な活動状況については、左のとおりとなっております。

- 10月 7日 幡多広域市町村圏事務組合例月出納検査
(幡多クリーンセンター)
- 15日 土佐清水ジオパーク推進協議会役員会
- 16日 第60回土佐清水市美術展覧会開会式
(市民文化会館)
- 17日 第60回土佐清水市美術展覧会授賞式
(市民文化会館くろしおホール)
- 20日 幡多広域市町村圏事務組合議会定例会
(幡多クリーンセンター)
-土佐清水ジオパーク推進協議会臨時総会.....
- 11月 1日 令和2年度高知県戦没者追悼式
(県民文化ホール)
- 9日 令和2年度浄化槽トップセミナー高知
(ホテル日航高知旭ロイヤル)
- 18日 幡多広域市町村圏事務組合例月出納検査
(幡多クリーンセンター)
- 20日 新過疎法制定実現総決起大会・全国過疎地域
自立促進連盟第51回定期総会(東京都)
- 25日 第42回四国西南地域市議会議長懇談会
(新ロイヤルホテル四万十)
-
- 12月 3日 土佐清水市県道改良促進協議会による
土木部長要望(高知県庁)
- 4日 防災行政無線デジタルシステム設置工事
安全祈願祭(金剛福寺)
- 5日 第37回土佐清水市産業祭開会式
- 9日 台北駐大阪経済文化弁事処長との意見交換会



第60回土佐清水市美術展覧会授賞式



第37回土佐清水市産業祭開会式

令和2年6月会議で議決された 救助工作車が納車されました

令和2年土佐清水市議会定例会6月会議で議決された議案第49号「財産の取得について」の救助工作車Ⅱ型が納車されました。

救助工作車は、火災や交通事故、自然災害など一般生活上で起きる救助事案に対応できるよう、各種救助資機材を積載し救助活動を行う車両となっています。

今回納車された車両は、最大2.9トン吊りのクレーンを装備しており、重量物の吊り上げ・吊り下げが容易であること、ロープを使用して救出作業を行う場合にも、何もない空間に上部支点を作成できるなど、安全・確実・迅速な救助活動が実施できます。

購入金額：1億1,841万4,460円(うち補助金：3,411万6,000円、補助残は過疎対策事業債を充当)





10月 12日 議会運営委員会／議会だより編集委員会

19日 10月会議再開・散会／議会だより編集委員会

26日 産業厚生常任委員会

27日 総務文教常任委員会

11月 24日 議会運営委員会

30日 11月会議再開・散会／議会運営委員会／総務文教常任委員会

12月 1日 総務文教常任委員会／産業厚生常任委員会

7日 12月会議再開

14日 質疑・一般質問

15日 一般質問／議会運営委員会

16日 一般質問

17日 予算決算常任委員会／議会運営委員会

18日 総務文教常任委員会／産業厚生常任委員会／議会運営委員会

22日 議会運営委員会

23日 12月会議閉会／議会運営委員会

編集後記

新年を迎え早や1カ月が過ぎました。

昨年は足摺海洋館「SATOU MI」や竜串ビクターセンター「うみのわ」がオープンし、本市の観光産業に明るい兆しが見えた中、「未曾有の国難」ともいわれる新型コロナウイルス感染症に見舞われ、市民の皆様のご生活環境も大きく変動した1年であったように思います。本市議会としても、通年議会の特徴を生かし、新型コロナウイルス感染症対策を行うため例年より多くの議会を開催し、さまざまな案件に対し迅速かつ丁寧な対応ができるよう取り組んできました。

今号は、県内や幡多地域でも感染者が確認されている状況下での開催となった12月会議の議会だよりをお届けいたします。より良い議会だより編集のため、ご意見・ご感想を各議員または議会事務局までお寄せください。

本年もよろしくお願い申し上げます。

委員長 谷口 佳保

市議会の傍聴について(お願い)

新型コロナウイルス感染症対策を行っています。

傍聴される方は、アルコール消毒及びマスクの着用と、席も1席空けて座るなど、感染症対策にご協力をお願いいたします。

本会議の一般質問など会議での発言を記録した「会議録」を市民図書館・議会事務局でご覧いただけます。

次回の本会議開催予定は3月上旬です。日程が決まり次第、防災行政無線でお知らせいたします。

開催日程などの詳細は議会事務局「8(82)1112」までお問い合わせください。

土佐清水市議会だより

編集委員会

委員長 谷口 佳保

細川 博史

弘田 条

前田 晃

浅尾 公厚